

## 大阪府監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年1月31日

大阪府監査委員 大西 寛文  
同 山本 浩二  
同 岸本 佳浩  
同 森田 秀朗  
同 土井 達也

### 委員意見に対する措置

（今後の法人運営について）

監査対象機関名	公益財団法人大阪国際平和センター	
監査実施年月日	委員 平成24年1月13日	事務局 平成23年11月24日から同月25日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪国際平和センターは、運営経費の大半を大阪府と大阪市の補助金により賄われ収支は均衡している状況にあるが、施設が開館して20年が経過しており、施設の改修や展示内容のリニューアルに必要な資金が積み立てられておらず、今後の事業の継続性が危ぶまれる状況にある。法人が今後も事業を継続していくためには、施設の補修及び展示内容のリニューアル計画を具体化し、必要な資金の確保について関係機関と協議し、財源確保をもち込んだ長期経営計画を策定することが必要である。</p> <p>また、施設の改修経費については、大阪府と大阪市の毎年の査定により補助金が決定され、法人の自主性が発揮されていないことや、運営経費についても来館者の数に関係なく補填されていることが、法人の経営管理の甘さにつながっていると考える。施設の設置目的を踏まえ、法人の自律的運営の観点から、事業継続を前提とした長</p>	<p>ピースおおさかは、平成3年の開館以来初めてとなる常設展示の全面的なリニューアルを大阪府・大阪市の全額補助により、平成25年度に基本・実施設計、平成26年度にリニューアル施工を行い、平成27年4月30日にリニューアルオープンした。</p> <p>経営計画の策定については、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、リニューアルしたピースおおさかの認知度を高め、常設展示を核とした事業活動の基盤を確立するため、質・量両面での情報発信機能の充実強化や効率的な事業実施の取組を行うこととした。</p> <p>また、施設改修に係る計画については、平成27年度に、基礎となる建物調査・診断等（30年間長期修繕計画）を策定し、平成28年度には、当該長期修繕計画を基に10年間（2016年度～2025年度）の概算工事費を算出するとともに、工事項目やスケジュールの策定を、府市の全額補助に</p>

期経営計画を策定し、これに基づく財政的支援を求めていくことが必要である。その際、府民への説明責任を果たす観点から補助金要求の考え方について明らかにされたい。

より行った。

今後は、これらの修繕計画に基づき、府市に財政的支援を求め、施設の整備・改修を行っていく。